

岩手県告示第187号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該区域内の土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定する区域 一関市字柄貝2番1の一部、3番1の一部、4番1の一部、5番1の一部、6番1の一部、7番2の一部、7番3の一部、7番4の一部、8番3の一部、9番2の一部、11番2の一部及び12番2の一部（別紙図面のとおりに。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び県南広域振興局一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。